

第2次羽島市人権施策推進指針に基づく取り組み内容

資料3

～女性の人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	女性の人権を尊重する教育・啓発の推進	女性への暴力根絶に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の推進や、暴力を許さない社会環境づくりに向けた啓発に努めます。	相談窓口の情報提供 広報紙・ホームページ等により、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。	子ども家庭センター
2		固定的役割分担意識の解消	家庭や学校、職場など、さまざまな場面において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を推進します。	男女共同参画に関する啓発 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や男女共同参画に関する出前講座を通じて、男女共同参画の啓発とともに固定的役割分担意識の解消を推進します。	市民協働課
3				女性の人権問題の理解 道徳科や社会科の学習を通して、女性の人権問題の現状と課題を学び、男女共同参画社会の理解を深めます。	学校教育課
4	DV等相談・支援体制の充実	相談体制の充実	相談窓口の周知や相談しやすい環境を整えるなど、相談体制の充実を図ります。	研修会等への積極的参加 県主催の研修会等に積極的に参加することで、相談員の資質の向上に努めます。	子ども家庭センター
5		支援体制の充実	関係機関と連携・協力し、相談、保護、自立支援等を切れ目なく行うことができるよう体制の充実に努めます。	関係機関窓口との情報連携 自立に向けた支援等、関係機関窓口との情報連携を行います。	子ども家庭センター
6	男女共同参画社会づくりの推進	子育て環境の充実	ワーク・ライフ・バランスやパートナー同士が協力して子育てを行うことができる社会づくりを推進します。	子育て環境の充実 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等を通して、子育て環境の充実を図ります	子育て・健幸課
7				子育て環境の充実に向けた取り組みの推進 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や、男女共同参画に関する出前講座を通じて、子育て環境の充実に向けた取り組みを推進します。	市民協働課
8		男女共同参画の推進	性別に関わらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することを推進するとともに、政策・方針決定の場における男女共同参画の視点を取り入れます。	「羽島市男女共同参画プラン」の推進 男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、「男女共同参画懇話会」において、進捗状況の確認を行いながら、本プランの推進を図ります。	市民協働課

～子どもの人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	子どもの人権に関する啓発の推進	子どもの人権尊重に対する市民への理解を深め、社会意識が醸成されるよう、子どもの人権に関する啓発を推進します。	正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。	子ども家庭センター
2		子どもの人権に関する啓発の推進	子どもの人権に関する啓発を推進します。	正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。	子育て・健幸課
3		子どもの人権に関する教育の推進	子どもが自分や他者の権利を知り、尊重し合うことを学ぶことができるよう、子どもの人権に関する教育を推進します。	教育活動全体を通じた人権教育の推進 いじめや体罰、虐待、性的搾取等、子どもに関するあらゆる問題についての関心と理解を深め、学校全体で組織的に速やかに対応します。	教育支援センター
4	子どもの安心・安全を守る取り組みの充実	児童虐待防止等の推進	児童虐待発生予防や早期発見・早期対応に向けて、通告・相談機関の周知を図るとともに、関係機関で情報や考え方を共有し、連携した対応・支援を行います。	関係機関との連携強化 継続的に会議等を開催し、関係機関との連携強化に努めます。	子ども家庭センター
5		いじめ防止等の推進	いじめ等の問題を抱える子どもが安心して相談できるよう、学校における相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。	いじめ防止等の取組の充実 羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例に関わって、各学校の3か月に一度のいじめ防止等の取組の充実を図り、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	教育支援センター
6	子どもを取り巻く環境に対応した支援の充実	子どもの居場所づくりの推進	子どもやその家族が抱える困難な状況に対する理解促進を図るとともに、地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めます。	子どもの居場所づくり支援 子ども食堂の普及やひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施など地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりの支援を行います。	子ども家庭センター
7		さまざまなネットワークによる対応	教育や福祉、保健など、さまざまな分野の関係機関が密接に情報共有等を行う「横のネットワーク」と、年齢階層で途切れることなく継続的な支援を行う「縦のネットワーク」による支援を推進します。	ネットワークの充実 保健・教育・福祉など関係機関と連携し、ネットワークの充実を図ります。	子ども家庭センター
8				関係機関との連携 保健、福祉、教育などの関係機関との連携をし、継続的な支援の充実を図ります。	子育て・健幸課
9				家庭・地域、関係機関との連携・協力 未然防止、早期発見の観点から様々な関係機関との連携を密に行います。	学校教育課
10	青少年健全育成の推進	心豊かな人間性や社会性を身に付けた青少年を家庭、地域、学校等が共に育んでいく地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。	市青少年育成市民会議との連携 市青少年育成市民会議と連携し、標語合い言葉の募集やわたしの主張大会等の開催を通じて、青少年健全育成を推進します。	生涯学習課	
11	家庭や地域における青少年の健全育成の推進	子どもを育む環境づくりの推進	地域における体験・交流活動や家庭教育の充実を図り、社会全体で子どもを育む環境づくりを推進します。	家族で関わり合える取組の啓発 各家庭教育学級において、食育やメディアコントロールなど家族で関わって取り組める実践例をホームページ等で紹介して啓発します。	教育支援センター
12				地区青少年育成活動の支援 青少年育成推進員が中心となり市内11地区で活動する青少年育成活動を支援します。	生涯学習課
13		地域で支える子育ての推進	親子が身近な場所で気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供など、地域で支える子育てを推進します。	地域で支える子育ての推進 地域子育て支援拠点事業として、児童センターをはじめ市内4ヵ所において、親子が集える場所を提供し、希望する保護者には育児不安等の相談を実施し、地域で支える子育てを推進します。	子育て・健幸課

～高齢者の人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進	高齢者の人権・福祉に関する啓発	地域全体で互いに支え合うことができる社会の実現に向けて、高齢者の人権や福祉について理解を深めることができるよう啓発に努めます。	高齢者の人権・福祉に関する啓発 羽島市社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の相談、利用支援、広報・啓発に努めます。	高齢福祉課
2		学校教育等における教育・啓発	学校におけるボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動等を通じて、子どもへ的高齢社会の課題や高齢者に対する理解促進を図ります。	高齢者との交流の場の充実 総合的な学習の時間などを活用し、校区の高齢者と交流する活動を位置付け、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心の育成に努めます。	学校教育課
3	高齢者の権利擁護の推進	高齢者虐待防止等の推進	高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、相談・対応窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、高齢者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。	高齢者虐待防止等の推進 ホームページ等で、高齢者の相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。	高齢福祉課
4		消費者被害防止等の推進	悪徳商法等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、幅広い情報提供を行うとともに、相談体制の確保や相談機関の周知を行います。	消費生活相談の実施・情報提供 市相談窓口で消費生活相談を実施します。ホームページや回覧等により、相談窓口や消費生活に関する情報を提供します。	市民総合相談室
5		認知症施策の推進	地域全体で認知症への理解を深め、認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくりの推進と、判断能力が十分でない人の権利の保護と意思決定の支援を推進します。	認知症施策の推進 世界アルツハイマーデーや月間等の機会を捉えた普及啓発、幅広い世代が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族をあたたく見守る地域づくりに努めます。	高齢福祉課
6	安心して暮らすことができる環境づくりの推進	相談体制の充実	地域包括支援センターにおける総合的な相談体制とともに、関係機関と連携し、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実に努めます。	相談体制の充実 地域包括支援センターにおいて、総合的な相談に応じるとともに、ホームページ、チラシ等を通じて、身近な相談窓口を周知します。	高齢福祉課
7		地域における見守り体制等の充実	関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に努めます。	地域における見守り体制等の充実 関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に努めます。	高齢福祉課
8	高齢者の社会参加の促進・健幸づくりの推進	高齢者の社会参加の促進	高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を生かし、社会を構成する重要な一員として活躍できるよう、就業機会の確保や地域・学習活動への参加支援等を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。	高齢者の社会参加の促進 シルバー人材センターを通じた就労支援や、健康づくり、社会参加の促進等につながる機会の確保・充実に努めます。	高齢福祉課
9		生きがいつくりの推進	身近な地域での活動の場や通いの場等を通じて、高齢者同士の交流の確保・充実や仲間づくりの機会の創出を図り、社会参加の促進や生きがいつくりを推進します。	生きがいつくりの推進 老人クラブ活動の支援、教室・講座の開催、ふれあいサロン、通いの場等を通じて、高齢者の社会参加の促進や生きがいつくりに努めます。	高齢福祉課
10		健幸づくりの推進	生涯にわたり健やかで充実した生活を送ることができるよう、さまざまな機会を通じて、介護予防やフレイル予防、認知症予防等の健康づくりを推進します。	健幸づくりの推進 65歳以上の方、その支援者に対して、介護予防に関する知識・正しい方法の普及啓発を行います。	高齢福祉課

～障がい者の人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進	障がい者に対する理解促進	すべての市民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、障がい者に対する理解の促進に努めます。	障がい関連週間の周知 障がい者週間をはじめ、障がいに係る啓発週間等に合わせて広報紙やホームページ等で周知を行い、理解促進を図る。	福祉課
2		障がいへの理解を深める教育の推進	障がいのある子どもや障がいのない子ども、地域の障がいのある人が触れ合い、交流する活動や共同学習を通じて、豊かな人間性の育成や相互に尊重し合う大切さを学ぶ契機とします。	体験活動の充実と特別支援学校との交流 各学校の実情に合わせて、車いす体験や点字体験、障がい者の講話等を位置付け、障がい者への理解を深める。また、羽島特別支援学校との交流で共にふれ合い、活動する機会を設け、互いのことを正しく理解できるように努めます。	学校教育課
3	障がい者の自立した暮らしを支える相談・支援の充実	障がい者虐待防止等の推進	障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、通報窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、障がい者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。	障がい者虐待防止の啓発 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。関係機関との連携を図り、虐待案件の早期発見・早期対応を行います。	福祉課
4		意思決定支援の推進	自ら意思を決定することや表明することが困難な障がい者に対して、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行います。また、判断能力が十分でない人の権利の保護を推進します。	障がい者の意思決定支援の推進 ケアマネジメントの手法により、障がい者本人の自己決定を尊重し、サービス等を提供します。成年後見センター等の関係機関と協力して、適切な権利擁護に努めます。	福祉課
5		相談支援体制の充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して、障がいの種別やさまざまなニーズに対応した総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。	重層的な相談支援体制の充実 基幹相談支援センター、委託相談支援、特定・児童相談支援と重層的な相談支援体制の整備を行います。複合的な課題を抱えるケースについては、部局を超えた協力により、支援を行います。	福祉課
6		雇用促進・就労支援の推進	働く意欲がある障がい者が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携して、多様な就労機会の確保に向けた支援や障がい者雇用の促進に向けた啓発に努めます。	障がい者雇用の促進 就労を希望する障がい者がその能力を発揮できるよう、就労の場の確保に向け関係者に周知を行うとともに、就労支援員の活用など必要な就労支援を行います。	福祉課
7	障がいのある子どもの学びや育ちの環境の充実	ニーズに応じた支援の充実	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、学習指導の充実に向けた体制づくりを推進します。	切れ目ない支援と指導力の向上 保護者、本人、関係機関等との合意形成をもとに教育支援計画の作成や就学の場を決定します。ニーズに応じた場で学ぶことができるように、就学に関わる会議を年間10回行います。特別支援教育に携わる教職員に向けて研修会を行います。	学校教育課
8				早期療育の支援 羽島市発達支援センター等の関係機関と連携し、早期の発見や早期の医療・療育につながるよう支援を行います。	福祉課
9		切れ目のない支援体制の充実	保健、福祉、医療等の関係機関と連携して、特別な支援を必要とする子どもへの就学前も含めた切れ目のない支援体制の充実に努めます。	関係機関との連携 保健、福祉、教育、医療などの関係機関との連携をし、切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。	子育て・健幸課
10				早期からの一貫した支援体制 各園、各学校、発達支援センターなどの関係機関と連携を図り、相談会や巡回参観を実施し、切れ目のない支援体制を整備します。	学校教育課
11	障がい者の社会参加の促進	多様な活動の場の充実	障がい者の日中活動を支援するため、創作的な活動や生産活動等の機会の提供のほか地域社会との交流促進など、多様な活動の場の充実に努めます。	多様な活動の場の充実 各園、各学校、発達支援センターなどの関係機関と連携を図り、相談会や巡回参観を実施し、早期からの切れ目のない支援体制を整備します。	福祉課
12		スポーツ・文化芸術活動等の推進	障がい者がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの普及やレクリエーション活動を通じて、地域における交流等の充実を図ります。	障がい者の社会参加促進 障がい者団体が主催する大会の運営の補助や、スポーツ関係のイベントを障がい者等に周知し参加を促します。	福祉課
13				スポーツイベント等の情報発信 各スポーツイベント等の情報についての、広報紙やホームページでの発信に努めます。	スポーツ推進課
14		バリアフリー等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活することができるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した社会基盤整備のほか、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援等の充実に努めます。	バリアフリーの推進 バリアフリーやユニバーサルデザインについては、幅広い施策であるため、関係課において障害者計画に記載されている施策の推進を図ります。	福祉課

～部落差別(同和問題)、外国人の人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	部落差別(同和問題)の解消に向けた教育・啓発の推進	部落差別(同和問題)に関する啓発の推進	部落差別(同和問題)に対する偏見や差別の解消に向けて、部落差別(同和問題)への正しい認識と理解を深めるための啓発を推進します。	部落差別(同和問題)に関する理解を深める啓発 部落差別(同和問題)に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室
2		部落差別(同和問題)に関する教育の推進	学校教育における部落差別(同和問題)に関連する学習を通じて、人権感覚の育成や人権を守ろうとする意識、意欲、態度の向上等に努めます。	部落差別(同和問題)への正しい理解の促進 人権教員研修等で各学校の管理職や人権教育担当に正しい認識と対応の周知徹底を図り、人権尊重から発達段階に応じて児童生徒に正しく理解できるように努めます。	学校教育課
3	部落差別(同和問題)に関する相談体制の整備	相談しやすい環境の整備	市における人権相談の開催や法務局における人権相談等の周知を図り、相談しやすい環境の整備に努めます。	人権相談の実施・情報提供 市相談窓口で人権相談を毎月実施します。法務局等の人権相談窓口に関する情報を提供します。	市民総合相談室
4	部落差別(同和問題)への適切な対応	えせ同和行為の排除	部落差別(同和問題)に対する正しい認識と理解を深め、関係機関と連携して、えせ同和行為の未然防止に努めます。	部落差別(同和問題)に関する理解を深める啓発 部落差別(同和問題)に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室
5		人権侵害事案に対する対応	部落差別(同和問題)に起因する就職差別やインターネット上での差別等の人権侵害事案に迅速に対応できるよう、国の機関や県等との連携・協力を図ります。	関係機関との連携 人権侵害事案に対し、関係機関と連携し、人権問題に関する情報収集に努めます。	市民総合相談室
6	外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進	外国人の人権に関する啓発の推進	文化、習慣や価値観等の違いから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすための啓発を推進します。	国際理解を深める授業の実施 小学校4年生・中学校1年生を対象に、国際理解を深める授業を実施し、異文化理解を深めます。	市民協働課
7		国際理解教育の推進	学校教育において、異文化に対する理解や、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていく態度等を育成する国際理解教育を推進します。	異文化理解の推進 日本と諸外国の文化について、社会科や外国語科の学習を通じて理解を深め、図工・美術や音楽の学習を通じてよさを感じ取るなど、複数の教科での学びを結び付けて、多様な文化などをより理解できるように努めます。	学校教育課
8	関係機関と連携した相談・支援の充実	外国人に対する相談体制の整備	外国人住民が、地域生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、相談機関の周知等を図ります。	外国人に対する相談機関の周知 チラシの配布やホームページへの掲載等により、関係機関窓口の情報を提供します。	市民協働課
9		コミュニケーション支援の充実	関係機関と連携・協力して、日本語を学習する機会の提供や市役所窓口等におけるやさしい日本語を含めた多言語対応の体制整備に努めます。	支援体制の充実 本市の日本語学習支援団体を周知するほか、多言語対応可能な環境づくりのため、市役所窓口等における音声翻訳機の活用を推進します。	市民協働課
10	多文化共生に向けた環境づくりの推進	多文化共生に係る意識の醸成	さまざまな違いを認め、誰もが地域社会の一人として安心して生活することができるよう、啓発等により多文化共生の地域づくりに係る意識の醸成に努めます。	国際交流活動の推進 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、同活動を通じて多文化共生に係る意識の醸成を図ります。	市民協働課
11		多文化共生の場づくりの充実	多文化共生への理解が深まるよう、関係機関の支援や連携を通じて、異文化を学ぶ機会やさまざまな交流等の充実を図ります。	国際交流活動の充実 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、異文化理解の機会の充実を支援します。	市民協働課

～感染症患者に関する人権、インターネットによる人権侵害～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	感染症に関する正しい知識の普及や理解の促進	感染症に関する啓発の推進	感染症患者等に対する偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を推進します。	感染症に関する正しい理解の促進 市ホームページ等を活用し、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を行います。	子育て・健幸課
2		感染症に関する教育の推進	学校教育等を通じて、感染症に関する正しい知識を普及し、感染症に関連した人権に対する意識の醸成を図ります。	感染症に対する偏見や差別、いじめの防止 社会科や保健体育などの授業を通して、感染症について正しく理解し、偏見や差別、いじめにつながる言動が生じないよう発達段階に応じた指導に努めます。	学校教育課
3	感染症患者等の安心を守る相談体制の整備	感染症に関する相談体制等の充実	感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ等を活用し、感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。	子育て・健幸課
4	感染症予防等の推進	早期発見・早期治療の推進	早期発見・早期治療に関する情報提供等について、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。	早期発見・早期治療に関する情報提供等 市ホームページ等で、早期発見・早期治療に関する情報提供を行い、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。	子育て・健幸課
5	インターネットによる人権侵害防止に係る教育・啓発の推進	市民への啓発の推進	個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識・理解を深め、インターネット利用における人権意識を高める啓発を推進します。	青少年の非行・被害防止全国協調月間における啓発 青少年の非行・被害防止全国協調月間に合わせて、ホームページ等により、インターネット利用に係る犯罪被害の防止等の啓発を行います。	生涯学習課
6		家庭への啓発の推進	保護者に対して、SNS等の利用上のリスクやインターネット利用上のトラブルの現状等について周知し、情報モラルに対する意識向上を図ります。	保護者への情報モラルの啓発 各学校において、学校だよりやPTA行事等を活用し、家庭でのICT機器の使い方や家庭での約束づくりについて伝え、情報モラルに対する意識を高められるよう努めます。	教育支援センター
7				インターネット安全利用の啓発 インターネット安全利用に係る啓発チラシを児童に配布し啓発します。	生涯学習課
8		情報教育の推進	子どもが自律して主体的にインターネットを利用することができるよう、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成(デジタル・シティズンシップ教育)に努めます。	ICTを活用した授業を核とした情報教育の推進 学校生活においてICTを活用するすべての場面で、情報の活用方法やICT機器の正しい利用方法について指導を積み上げ、誰もがどんな場面でも正しく活用できるよう努めます。児童生徒が自らの能力を確かめられる調査を行い、自主的に能力を身に付けさせられるように努めます。	教育支援センター
9		必要な相談・支援につなげる体制の整備	相談機関の周知等の充実	インターネットによる人権侵害を受けた場合の相談機関やインターネット上の問題に係る相談機関の周知、情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	相談窓口に関する情報の提供 人権侵害事案に対し、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。
10	安心・安全なインターネット利用の促進	ペアレンタルコントロールの推進	家庭における適切な生活習慣の定着やインターネットの利用に関する親子のルールづくりなど、家庭における取り組みを推進します。	保護者への情報モラルの啓発 各学校において、学校だよりやPTA行事等を活用し、家庭でのICT機器の使い方や家庭での約束づくりについて伝え、情報モラルに対する意識を高められるよう努めます。	教育支援センター
11		フィルタリングの利用促進	関係機関と連携して、インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るために有効なフィルタリングの利用促進を図ります。	アプリを活用したフィルタリング 市から付与しているタブレット端末については、アプリを活用したフィルタリングを行っています。家庭においても、現在利用している機能の情報を提供しながら、フィルタリングの利用の促進を図ります。	教育支援センター
12		デジタルデバイド解消の推進	情報通信機器の利用状況に世代間格差が見られることを踏まえ、関係機関と連携して、主に高齢者を対象としたデジタルデバイド解消に向けた取り組みを推進します。	スマホ教室等の開催 デジタル端末に不慣れな方や今後スマートフォンを活用したい方を対象にスマートフォンの基本的な操作等を学ぶ講座を開催します。	生涯学習課

～多様な性に関する人権、働く人の人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進	多様な性に関する啓発の推進	多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深めるための啓発を推進します。	多様な性に関する啓発の推進 男女共同参画啓発リーフレットを中学校へ配布するとともに、男女共同参画に関する出前講座を実施し、多様な性に関する理解促進のための啓発を推進します。	市民協働課
2		多様性を尊重する教育の推進	学校教育や家庭教育において、一人ひとりの違いを認め、自他を尊重する態度の育成に努めます。	「多様な性にYESの日」における啓発 「多様な性にYESの日」(5/17)に合わせて、5/1～15に庁内広告表示モニター、及び5/1～17にデジタルサイネージを活用し啓発を行います。	市民総合相談室
3				性の多様性を尊重する教育の推進 研修や授業を通して、多様な性の在り方を知り、性差別を解消するための取組に努めます。	学校教育課
4	安心して相談できる体制の整備	多様な性に対する相談体制の整備	正しい認識のもとに、性的指向や性自認等に関する相談に対応するとともに、相談機関の周知等に努めます。	相談窓口に関する情報の提供 市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。	市民総合相談室
5	多様な性を踏まえた適切な対応の推進	多様な性に関連する情報の提供	多様な性に関する理解促進と適切な対応が図られるよう、事業所や学校等への各種情報の提供に努めます。	多様な性に関する情報の提供 男女共同参画啓発リーフレットを中学校に配布するとともに、同リーフレットや多様な性に関する情報をホームページに掲載し、各種情報を提供します。	市民協働課
6				多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	商工観光課
7				多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室
8	働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進	働く人の人権に関する啓発の推進	各種ハラスメントの防止など、働く人の人権が尊重され、ディーセント・ワークが促進されるよう啓発を推進します。	職場のハラスメント撲滅月間における啓発 職場のハラスメント撲滅月間にあわせて、羽島商工会議所と連携し、啓発を行います。	商工観光課
9	必要な相談支援につなげる体制の整備	相談機関の周知等の充実	働く人の人権に関わる相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	相談機関・支援情報の発信 市ホームページ等を活用し、働く人の人権に関する相談機関や支援に関する情報等を発信します。	商工観光課
10				相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ、チラシ等により相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。	子育て・健幸課
11	安心して働くことができる職場環境づくりの推進	労働施策に関連する情報の提供	関係機関と連携して、働く人の基本的な権利や義務、各種制度等の理解促進に努め、適切な職場環境づくりの促進を図ります。	労働施策に関連する情報の提供 羽島商工会議所と連携し、労働施策に関連する情報の提供を行います。	商工観光課
12		ワーク・ライフ・バランスの推進	育児と仕事の両立等の取り組みなどに関する周知を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等をとおして、ワークライフバランスの推進に努めます。	子育て・健幸課
13				育児と仕事の両立に向けた取り組みの推進 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や、男女共同参画に関する出前講座を通じて、育児と仕事の両立に向けた取り組みを推進します。	市民協働課

～災害に起因する人権、犯罪被害者とその家族の人権、刑を終えて出所した人の人権、人身取引、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々の人権、ホームレスの人権～

No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和5年度取り組み概要(予定)	関係課
1	災害に起因する人権が大切にされる教育・啓発の推進	災害に起因する人権に対する理解を深める啓発の推進	災害時におけるさまざまな人権侵害の発生防止や、災害避難時における配慮を要する人の人権が守られるよう、災害に起因する人権への理解を深める啓発を推進します。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じた避難所開設マニュアルに準じて、避難所開設訓練を実施。パーティションを用いた生活スペースの確保や、要配慮者のスペースの確保を行い、避難生活を安全に送れるよう啓発を行う。	危機管理課
2	安心・安全な避難所環境に向けた取り組みの推進	人権に配慮した避難所運営の推進	高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人等の要配慮者や女性等に配慮した避難所運営に努めます。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、避難所開設訓練を実施する際、要配慮者のスペース確保や、受付時の掲示物に外国語を併記するなど、外国人にも配慮した避難所運営訓練を実施し、要配慮者等へ配慮した避難所運営が行えるよう啓発を行う。	危機管理課
3	犯罪被害者等への配慮や人権を尊重する教育・啓発の推進	犯罪被害者等への理解を深める啓発の推進	犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める啓発を推進します。	ぎふ犯罪被害者支援センターと連携 ぎふ犯罪被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等の理解を深める啓発を行います。	生活安全課
4	犯罪被害者等に寄り添う相談・支援の充実	相談体制等の整備	犯罪被害者等に対する相談窓口を整備するほか、その他相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	犯罪被害者等支援調整会議と連携 犯罪被害者等に対する相談窓口として、岐阜県が設置する犯罪被害者等支援調整会議と連携し、相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげていきます。	生活安全課
5		個々の事情に応じた適切な支援	犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により、適切な支援に努めます。	関係機関との役割分担や連携 犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により、適切な支援に努めます。	生活安全課
6	刑を終えて出所した人の人権を尊重する教育・啓発の推進	刑を終えて出所した人への理解を深める啓発の推進	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消を目指し、関係機関と連携して啓発の推進に努めます。	社会を明るくする運動作文コンテストの実施 小中学生を対象として、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材とした作文を募集します。	福祉課
7	人身取引をなくすための教育・啓発の推進	人身取引に関する理解を深める啓発の推進	人身取引をなくすため、市民の関心と理解を深めていくための啓発を推進します。	人身取引を含めた女性の人権を侵害する問題の啓発 人身取引も含め、性犯罪や売買春など、女性の人権を侵害する暴力に関する問題について啓発を行います。	子ども家庭センター
8	北朝鮮当局による拉致問題を風化させない教育・啓発の推進	北朝鮮当局による拉致問題の関心を高める啓発の推進	北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める啓発を推進します。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～16)に合わせて、庁内広告表示モニター等を活用し啓発を行います。	市民総合相談室
9	アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進	アイヌ文化等への理解促進	アイヌの人々の歴史や文化等に対する理解や関心を深め、偏見や差別を解消するための啓発を推進します。	世界の先住民の国際デーにおける啓発 「世界の先住民の国際デー」(8/9)に合わせて、庁内広告表示モニター等を活用し、アイヌ施策推進法により先住民と明記されたアイヌの人々への理解を深める啓発を行います。	市民総合相談室
10		アイヌに関する学習の推進	学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化等について触れていきます。	アイヌに関する教育の充実 社会科などの学習を通して、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすように努めます。	学校教育課
11	ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進	ホームレスへの理解を深める啓発の推進	ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める啓発を推進します。	ホームレスの実態に関する調査の実施 巡回による概数調査を実施して市内ホームレスの実態を把握し、適切な啓発活動の実施に繋げるよう努めます。	福祉課
12	ホームレスの自立を支える相談・支援	的確な相談・支援の実施	相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。	ホームレス相談者に対する効果的な支援に向けた活動 市内巡回にて調査を実施し、ホームレス相談者の捕捉率の向上や早期対応、効果的な指導等に努めます。	福祉課